

連載

会計基準のコンバージェンスへの取り組み



企業会計基準委員会と 国際会計基準審議会との 第17回定期協議の概要

企業会計基準委員会 みやばやし あきひろ
宮林 明弘

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2013年5月9日及び10日に、東京で第17回の定期協議を行った。ASBJ

からは、西川委員長、新井副委員長、小賀坂副委員長、関口委員とスタッフ等が、IASBからは、Hoogervorst議長、鶯地理事、Cooper理事、Reesアソシエイト・ディレクターが参加した。

以下、第17回定期協議の概要を紹介する。

なお、文中でASBJ側の意見及びIASB側の意見として紹介している部分、また、筆者の意見にわたる部分は、会議上での発言者個人及び筆者それぞれの私見であり、それぞれが所属する組織の正式見解ではないことを申し添える。

II 全体のスケジュール

日時	セッション	主な内容
9日 午前	ASBJ・IASBのアップデート	
	概念フレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの進め方 慎重性（保守主義） 純損益・OCI 測定
午後	概念フレームワーク（続き）	<ul style="list-style-type: none"> 開示（注記） 認識及び認識の中止
	保険契約	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約収益の表示
10日 午前	金融商品：減損	<ul style="list-style-type: none"> IASBの公開草案「金融商品：予想信用損失」について
	のれんの減損及び償却に関するリサーチ・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ASBJのリサーチ・プロジェクトの現在までの状況 リサーチ・プロジェクトの今後の予定

III 議事概要

1. ASBJ・IASBのアップデート

冒頭、ASBJの西川委員長は、IFRSに関する日本国内の最近の状況とし

て、2013年3月及び4月に開催された企業会計審議会の概略について説明をした。そこでは、IFRS適用に関する経団連の意見や、金融庁が挙げた、今後、企業会計審議会で検討すべき論点などを紹介した。また、

西川委員長は、日本の関係者が引き続き関心を持っているIFRSの項目について説明した。これに対し、IASBのHoogervorst議長からは、日本における今後の任意適用企業の拡大などについて意見が示された。

次に、西川委員長は、会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の会議に際してASBJが構築した日本国内の準備体制などを説明した。また、今後ASAFを成功させるために考慮すべきと考えている点も説明した。Hoogervorst議長からは、準備期間が限られていたことも考慮すると、4月に開催したASAFの第1回会議は、ディスカッションの質も高く、有用な提案があったと感じているとのコメントがあった。

さらに、西川委員長より、このような形式の定期的な共同会議は今回が最後だが、今後も様々なレベルでIASBとASBJとの間の緊密な関係を継続したい旨が伝えられ、Hoogervorst議長からも同感であるとのコメントがあった。

また、本アップデートのセッションの中で、IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) が共同で実施しているMoUプロジェクトである収益認識プロジェクトとリースプロジェクトについての意見交換もなされた。収益認識プロジェクトでは、2011年11月にIASBとFASBから公表された改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する実質的な再審議がほぼ終了し、最終基準の草稿段階に入っている。本セッションでは、開示及び最終基準公表後の一貫した適用への取組みなどについて意見交換がなされた。

リースプロジェクトでは、2010年8月にIASBとFASBから公表された公開草案「リース」に関する再審議が終了している¹。ASBJ側から今後関係者に対して説明を要すると考える事項、また分析が必要な事項などについて意見が述べられた後に意見交換がなされた。

その他、IASBで進めている金融

商品の減損プロジェクトと分類及び測定プロジェクト、また、料金規制プロジェクトについても意見交換が行われた。

2. 概念フレームワーク

IASBは、2004年以降、FASBとの共同プロジェクトとして概念フレームワークの改訂に向けた取組みを行っていたが、MoUプロジェクトに注力する観点から、2010年以降はその作業を中断していた。

これについて、IASBは単独のプロジェクトとして、2012年9月から

日程	予定
2013年7月	ディスカッション・ペーパー (DP) の公表 (コメント募集期間: 120日)
2014年8月	公開草案 (ED) の公表 (コメント募集期間: 120日)
2015年9月	概念フレームワーク・プロジェクトの最終化

本会議では、IASBで検討中の項目を中心に、ASBJ側の意見が紹介された上で、意見交換が行われた。以下に、議論された項目ごとに内容を紹介する。

(1) 概念フレームワーク

——プロジェクトの進め方

ASBJ側からは、概念フレームワーク・プロジェクトの進め方に関して、次のような意見が示された。

- 概念フレームワーク見直しの計画として、当期純利益と測定のように、相互に関連するものを同時に議論することについては賛成である。
- しかしながら、2015年9月完成目標というスケジュールから考えると、難しい分野があり、そのようなテーマについては、プロジェクトを分けて、時間をかけて取り組むべきと考える。
- 例えば、「会計単位」や「認識の中止」は、現在のIASBの提案では、多くの判断を概念フレームワークではなく、個々の会計基準

概念フレームワーク・プロジェクトを再開している。当該再開に当たって、IASBは以下の分野について検討を進めることにしている。

「財務諸表の構成要素 (負債と資本の区分を含む。)」

「認識及び認識の中止」

「測定」

「表示及び開示 (その他の包括利益 (OCI) の表示を含む。)」

「報告企業」

また、今後IASBは、次の時間軸で検討を進めることを予定している。

設定にて委ねることとされているが、これらについては、概念フレームワークに相当程度決定しないと、個々の会計基準開発が進まないと考えられる。

これに対してIASB側からは、会計単位と認識の中止の2点は難しいテーマであるが、会計単位については基準開発レベルで対応できるのではないかと、との意見が示された。一方で、ASBJが主張する点に関しては、DPへのコメントを踏まえて検討したいとの回答もなされた。

(2) 概念フレームワーク

——慎重性 (保守主義)

IASBは、2010年9月にFASBと共同で概念フレームワークの第1章「一般目的財務報告の目的」及び第3章「有用な財務情報の質的特性」を改訂した。第1章及び第3章を最終化するに当たり、従来の概念フレームワークで信頼性の1つの特徴とされていた「慎重性 (保守主義)」について「中立性」の考え方と矛盾す

るとい理由で、忠実な表現の要素として含めないこととされた。また、他の言語への翻訳が難しいことから、「スチュワードシップ」という表現を使用していない。

IASBによる今回の概念フレームワークの改訂プロジェクトでは、上記の章は見直さないことが暫定的に決定されている。

これに関して本セッションでは、ASBJ側から次のような考えが示された。

● 慎重性（保守主義）の概念は、IFRSの会計基準全体に多く用いられており、また、企業が質的特性（目的適合性、忠実な表現）を十分に考慮しても、なお2つの選択肢がある場合に、利益を低くする（又は資産を少なくする）方法を選択することを妨げることを意図しているわけではないと理解している。したがって中立性を害さない範囲内で、慎重性を明確化することは有益と考えられ、結論の根拠の記述を修正すべきと考える。これに対して、IASB側からは主に次のような回答がなされた。

- 第1回のASAF会議においては、慎重性やスチュワードシップについての要望は、多く聞かれなかった。
- これまで、これらを概念フレームワークで明記すべきという意見は多く聞いているが、DPで広く見解を求めれば、現行の記述の方がよいという意見もあるかもしれないため、DPにおいてコメントを求めることは有益かもしれない。

(3) 概念フレームワーク

—純利益・OCI

2013年4月のIASB会議において、「純損益（profit or loss）及びその他の包括利益（OCI）」の議論に関して

は、次のような提案がされていた。

- IASBの現行の概念フレームワークでは、包括利益計算書における構成要素として、収益（income）と費用（expense）が定義され、純損益（profit or loss）、包括利益（comprehensive income）は構成要素として定義されていない。今後も、これらについて、現行の定義を大きく変更しない。
- 純損益とOCIとの区別に使用できる可能性のあるいくつかの属性（未実現、非反復、営業外、測定の不確実性、長期、経営者のコントロール外）を分析した上で、どれも個別では決定的なものはない。
- 包括利益計算書における純損益の表示について、次の3つのアプローチを提示し、アプローチ1をIASBの予備的見解とする。
(アプローチ1)
純損益で表示される収益・費用は、当該報告期間における企業の財務業績の主要な描像（picture）を伝達する。OCIは、それがより目的適合性のある情報を提供する場合に用いられ、財務業績に関する目的適合性のある情報をもたらす時点で純損益にリサイクルする。アプローチ1の下で、橋渡し項目（bridging item）、再測定のミスマッチ（mismatched remeasurement）の2つがOCIの表示が適格とされ、純損益にリサイクルされる。
(アプローチ2)
OCIは、それがより目的適合性のある情報を提供する場合に用いられるが、OCIの使用を決定するに当たり、いくつかの指標を検討する。
(アプローチ3)
純損益の小計を表示しない単一

の包括利益計算書とする。

上記のIASB会議での提案に対し、本セッションではASBJ側から主に次のような意見が述べられた。

- 包括利益計算書の構成要素として、収益、費用の代わりに、純損益、包括利益を定義すべきである。
- 純損益とOCIとの区別に用いる属性として、「未実現」、「測定の不確実性」、「長期」が有用となる可能性がある。これらの属性や他の属性を組み合わせることで、純損益の定義の開発を試みるべきである。
- 純損益の表示に関する3つのアプローチのうち、アプローチ1に基本的に同意する。純損益に表示される収益・費用項目は他の項目に比べて重要性が高く、OCIは事後的に必ずリサイクルすべきであるからである。アプローチ2は同意しないが、その中で提示される指標はアプローチ1の改善に役立つ可能性がある。アプローチ3は同意しない。
- 純損益とOCIの識別属性の分析も踏まえて、純損益の説明として、『純損益は、ある1期間の企業活動の時間軸に沿った成果を、包括的に示す。』を提案する。
- OCI項目を、橋渡し項目と再測定のミスマッチとして性格付けすることは有用だが、両者の違いが分かりにくく、両者がリサイクルされるのであれば統合してもよいのではないか。
- 戦略的投資株式は、橋渡し項目とすべきである。
上記のASBJ側の意見を受け、IASB側からは各論点に対して主に次のような反応が示された。
(包括利益計算書の構成要素について)
- 現状どおり収益・費用を財政状

態計算書との関係から定義することは概念上の規律の観点からも問題ないと考えている。ASBJの提案も理解はできるものの、そのように変更するのであれば、どのような結果が生じるのか慎重に検討を行う必要がある。

- 収益・費用は、特定の状況に応じた分解の問題であるとするこの議論は興味深い。収益・費用で構成要素を定義しても、包括利益計算書でどのように表示すべきかの答えは出てこない。唯一、堅牢な結節点があるとすれば、究極的にはネットの変動であろう。

(純損益の定義について)

- 純損益の定義が機能するかは疑問である。「包括的」は良いとしても、時間軸の考え方を入れるのは問題がある。再測定金額が最終結果と異なることを理由としてOCIとするとしているが、そのような場合に認識される純損益は長年の活動の一断面を示すにすぎず、活動に沿った業績を示しているか疑問がある。
- ASBJから示されたように、再測定金額が最終結果と異なることをOCIとする理由とすると、再測定項目のすべてにOCIを用いることになり、OCIの利用を限定できず、その場合のリサイクリングの目的適合性も疑問である。
- 例えば、年金負債に関する目的適合性のある情報とは、当期における年金負債の変動であり、リサイクルすることが企業の業績を示す良い方法かどうかについては疑問が残る。
- 保険、年金、戦略的投資は、すべて長期の性質を有しており、小さな市場インプットの変動が、大

きな価値の増減につながる可能性があり、関係者がそうした増減を純損益に含めるのを好まないという共通項がある。それらについてOCIを用いる正当性は長期であり、不確実という点だが、それは満足いくものではない。さらに考えを進めていくためには、いくつかの要素の組み合わせを考えることであり、それを現行の資産・負債項目にテストしていくべきである。

(OCIの分類について)

- 橋渡し項目と再測定のミスマッチの分類は全く性質が異なるので、どちらもリサイクルするという理由だけで統合すべきではない。橋渡し項目には純損益とOCIを測定するために使用される2つの明確に区別できる測定基礎があるのに対して、再測定のミスマッチには測定基礎は1つしかなく、単に損益の認識のタイミングを他の項目と一致させるためにOCIを通じて純損益としての認識を繰り延べているだけである。
- 戦略的投資株式に関しては、IFRS第9号の開発の際に検討したが、基準に入れる良い定義が開発できなかった。ASBJの分析では、比較可能性の観点などから十分に堅牢な説明になっていないのではないか。
- IAS第21号の純投資のケースは、これが橋渡し項目であるためには2つの測定基礎が必要であるが、IAS第21号のケースではこれが何が分からない。また、再測定のミスマッチに該当するのは困難とするASBJの指摘も妥当である。せいぜい、経済的描像が不完全という程度である。ただ、多くが原価測定項目であり、連結に際し

て、為替レート分のみ再評価する部分的な再測定であるので、おそらく再測定差額を純損益に含めるのに意味がないと考えたのが、IAS第21号がこの項目をOCIとした理由の1つであろう。

(4) 概念フレームワーク

—測定

2013年4月のIASB会議において、「測定」の議論に関しては、次のような提案がされていた。

- 測定原則と測定に関する判断の枠組みについて、次のような測定の原則を設定する（ただし、測定の目的については明示されていない。）。

原則1：特定の測定方法によって提供される情報の目的適合性（relevance）は、それが財政状態計算書、損益及び包括利益計算書、場合によっては、持分変動計算書、及び財務諸表注記にどのような影響を与えるかに依存している。

原則2：特定の測定に係るコストは、既存又は潜在的な投資家、及びその他の債権者に情報を報告することの便益によって正当化されなければならない。

原則3：測定方法（基礎）の数は目的適合的な情報を提供するために必要最低限でなければならない。

- 特定の資産に使用される測定基礎は「当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように貢献するか」に基づいて識別（決定）されるべきである。将来キャッシュ・フローへの貢献方法に関する判断の根拠は、次の2案のいずれかとなる。
 - 資産の価値は、現在の活動（事業モデル）、計画、戦略、宣

言した方針、又は過去の取引から示唆される実現方法

➤ 最も利益の多い貢献手段

(測定原則と測定に関する判断の枠組みについて)

上記のIASB会議での提案に関連して、本セッションではASBJ側から、次のような発言があった。

- 第1章「一般目的財務報告の目的」、第3章「有用な財務情報の質的特性」の記述を踏まえ、測定目的を明らかにすべきである。
- 測定原則を維持するのであれば、次のように修正すべきである。
 - 提案内容を概ね支持するが、1つの測定項目に対して、(財政状態計算書及び包括利益計算書それぞれの観点から) 2つの異なる測定基礎を使用することが適切な場合がある(この場合、両計算書における測定の差はOCIにより調整される。)
 - 費用対効果の検討は重要ではあるが、基準設定プロセスにおいてははじめに検討されるべき事項ではなく、他の要素の後に検討されるべきである。
 - 測定基礎の数は、測定目的に照らして測定基礎を選別する過程で自ずと決まるものであり、事前に決定すべきものではない。また、こうした考え方は、概念フレームワークの別の箇所とも不整合であるため、当該原則は不要である。
- 適切な測定基礎は、基準設定上達成すべき測定目的を念頭に置きつつ、次のような順番のプロセスを経て決定されるという、測定に関する判断の枠組みを明示すべきである。
 - ステップ1：目的適合性(価値の

実現)及び忠実な表現の検討
ステップ2：ステップ1で適切な測定基礎が2つ識別された場合の検討(OCIの使用)

ステップ3：コスト・便益の検討
これらのASBJ側の意見に対し、

IASB側からは次のような反応が示された。

- 測定目的をより明確に記載すべきという見解に同意する。
- 測定原則1、2に対するコメントについては同意するが、原則3については、将来の基準設定において、IASBが新たな測定基礎を作り出してこれに対応するような事態を抑制する等のため、維持すべきと考えている。
- ASBJ側からの判断の枠組みに関する提案については、IASBにおいても同様のものを考えていたところで、考え方について同意する。(測定基礎の識別方法について)
上記のIASB会議での提案に関連して、ASBJ側からは次のような発言がされた。
- 資産の適切な測定基礎の決定に当たっては、「資産の価値がどのように実現されるか」という観点から決定すべきと考えている。また、適切な実現方法は、企業の現在の使用方法(ビジネスモデル等によって裏付けられる。)に基づき判断する方法が、将来キャッシュ・フロー予測に資するという財務報告の目的と適合的と考える。
このASBJ側の意見に対し、IASB側からは次のような反応が示された。
- ASBJの主張に賛同するが、「資産の価値の実現」が「将来キャッシュ・フローの貢献」に変わった点に関しては、IASBとしては本質的に内容を変更する意図はない。

ただし、事業モデルに基づき判断を行うことを強調すると、恣意性が介入する余地があり、比較可能性が低下する可能性が懸念される。

(5) 概念フレームワーク

——開示(財務諸表注記)

2013年4月のIASB会議において、財務諸表注記の範囲については次のような提案がされていた。

- 財務諸表注記には、過去及び現在の状況、取引及び事象から生ずる情報を含めなくてはならない。
- 将来予測的な(forward-looking)種類の情報を財務諸表に表示することを制限する。
- 財務諸表には、企業の資産及び負債から生ずるリスクの財務的な影響についての情報を含めるべきである。
- 企業の財政状態及び財務業績に関する一般的に目的適合的な情報は、(1)報告企業全体、(2)企業が認識した資産及び未認識の資産、(3)企業が認識した負債及び未認識の負債、(4)取引及び資産及び負債のその他の変動、(5)当該資産及び負債から生じるリスクの財務的影響、(6)上記の会計処理に用いられる方法及び仮定、に分けられる。
また、同会議において、財務諸表注記に関連する重要性については次のような提案がされていた。
- IASBは、重要性の考えは明確であり一般的によく理解されているため、概念フレームワークの中で重要性に関する指針を修正することを提案しておらず、追加的な指針を提供することも提案していない。
- IASBは、個々の基準レベル又は適用指針レベルで重要性の適用に対処するために追加的な作業を

行うことを検討している。

(財務諸表注記の範囲)

上記のIASB会議での提案に関連して、本セッションではASBJ側から、次のような意見が示された。

- 上記のIASBの提案に概ね同意するが、財務諸表注記の範囲をより詳細に分類できると考えている。表示科目に関連する情報は、5つのカテゴリーに細分化することができると考えている。
- 表示科目に関連する情報については、以下の3点を強調したい。
 - ✓ 将来予測的な情報には、次の2つの側面がある。
 - 1つ目は、取引、事象及び状況が年度末までに発生したことにより、財務諸表上、認識されているものであって、見積りを用いて測定される項目
 - 2つ目は、取引、事象及び状況が年度末までに発生していないため、財務諸表上、認識されていないものであって、開示後発事象以外の項目
 - ✓ 開示には、リスク・エクスポージャーの記述は含まれるが、それに関する計画や戦略の記述は含まれるべきではない。これは、そのような計画や戦略の情報は、忠実に表現されず、検証可能でない可能性があるためである。
 - ✓ 代替的な測定に関連する情報は、次の3つに分類することができる。
 - 代替的な測定基礎を用いて測定される情報（例：財務諸表上、取得原価で測定される項目の公正価値情報）
 - 代替的なインプットを用いて測定される情報（例：感応度分析）

- 代替的な会計方針を用いて測定される情報（例：会計方針の変更の影響）

これに対して、IASB側からは、次のような反応が示された。

- ASBJ側が提案している分析は有益である。DPではそのような詳細な記載は行わないが、今後、財務諸表注記の構成を確立していくことは重要だと考えている。さらに検討を進めて、発展させてほしい。
 - 代替的なインプットを用いて測定される情報に関して、感応度分析による情報と測定の不確実性に関する情報を分けて検討することが有益と考える。
(財務諸表注記に関連する重要性)
上記のIASB会議での提案に関連して、本セッションではASBJ側から、次のような意見が示された。
 - 注記に関する重要性に関する記述を概念フレームワークに含めるべきである。
 - 主要財務諸表に関する重要性と注記に関する重要性は異なるべきであるが、実務においては、状況により両者の重要性が同じであると考えられる場合がある。注記に関する重要性に関する記述を概念フレームワークに含めることが、開示の過多という問題に対処する上でも有意義である。
これに対して、IASB側からは、次のような反応が示された。
 - ASBJ側の意見に同意する。あまり多くを記載する必要はないが、主要財務諸表に関する重要性と財務諸表注記に関する重要性の関係を明確化すべきと考える。
- (6) 概念フレームワーク
——認識及び認識の中止
2013年4月のIASB会議では、資

産及び負債の認識規準から、現行の概念フレームワークにある「可能性が高い」という用語を削除して次のようにする提案がされていた。

● 企業は、次の場合を除き、すべての資産と負債を認識しなくてはならない。

● IASBが個別の基準を開発又は改訂するプロジェクトの中で、資産や負債を認識することが、利用者に目的適合性のある情報を提供しない場合、もしくはコストを正当化できるほど十分に目的適合性がある情報を提供しない場合には、企業は資産又は負債を認識する必要がない、もしくは認識すべきでないと決定するかもしれない。

また同会議において、自己創設のれんについては、利用者が報告企業の価値を見積るために役立つ価値を提供しないため、利用者にベネフィットを提供しないことに加え、忠実な表現を提供する測定であると利用者が信頼できない程に見積りの不確実性が高く、利用者に目的適合性のある情報をもたらさないため、コスト・ベネフィットの観点から認識すべきでないとの説明がされていた。

(認識規準)

上記IASB会議での提案に関連して、ASBJ側からは、次のような意見が述べられた。

● 不確実性を構成要素の定義、認識、測定、開示のいずれの章で扱うかは、概念フレームワークの中で最も重要な論点の1つと認識している。認識規準から「可能性が高い」を削除することは、改正IAS第37号の提案において、質問していなかったにもかかわらず、多くの回答者が認識規準に含めるべきだと指摘したことを想起する。

● 不確実性は測定のみで扱うのではなく、性質に応じて認識でも扱うべきであり、次の2つの側面から考えてみてはどうか。

① 取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知っているかどうか

② 起こり得る結果の範囲が合理的な範囲に収まるかどうか

取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知っている場合は、企業は、すべての資産と負債を認識し、不確実性は主として測定において扱う。そうでない場合で、起こり得る結果の範囲が合理的な範囲に収まる場合には、不確実性は主として認識で扱い、蓋然性規準²に基づき資産又は負債を認識する。合理的な範囲に収まらない場合には資産又は負債を認識せず、不確実性は主として開示において扱う。

これらのASBJ側からの意見に対し、IASB側からは、次のような反応があった。

● 存在に関する不確実性がある場合には閾値を設け、測定の不確実性については、測定で不確実性を扱う方が良いのではないかと考えており、アプローチが異なる。

● IAS第37号の改訂公開草案に関して、1回のみ実施される事象に対する保険や保証契約をどう取り扱うかが問題となった。

(自己創設のれんの認識)

上記IASB会議での提案に関連して、ASBJ側からは、次のような意見が述べられた。

● 自己創設のれんを認識してはいけないという点では意見が一致しているが、理由について少し異なっている。ASBJスタッフは、経営

者が負うべき責任は基本的には事実の開示であり、予測は投資家の自己責任で行われるべきであると考えている。自己創設のれんを認識することは、経営者が企業の価値を自分で報告することになり、有益な財務情報を提供するという財務報告の目的との整合性が図れなくなる。目的適合性の問題というのが我々の考え方である。

これに対しIASB側からは、表現の忠実性の問題ではないかという意見もあったが、ASBJの主張について理解できるという発言がなされた。

3. 保険契約

IASBは、2010年7月に公表した公開草案「保険契約」(2010年公開草案)へのフィードバックを踏まえた再審議の結果、5つの論点について意見を募集する改訂公開草案を2013年第2四半期中に公表することを予定していた³。本セッションでは、その論点の1つである保険契約収益の表示について、ASBJの見解及び代替案を示し、IASBとの意見交換を行った。

IASBは、2010年公開草案においては、財務諸表上にボリューム情報を示さない要約マージン・アプローチを提案していたが、再審議の結果、既経過保険料アプローチで算定された保険契約収益をボリューム情報として表示する旨を暫定決定している。なお、この暫定決定では、保険者が保険契約者に移転するサービスが主に保険金の支払であるという前提に基づき、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを各期間の予想保険金の割合で配分して保険契約収益として表示することとした。

ASBJ側は、既経過保険料アプローチを選好するものの、具体的な方法

としては、残余マージンの解放パターンに従って、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを各期間に配分した金額を保険契約収益として表示し、保険金を発生時に表示した上で、これらの金額と引受マージン合計とをつなぐ残余の金額を独立の表示科目とする代替案を示した。

この代替案に関して、IASB側とASBJ側との間で以下のような意見交換が行われた。

- IASB側より、残余マージンが存在しない場合の配分方法について質問があった。これに対してASBJ側より、残余マージンが存在しない場合は、予想保険金の時期及び金額に基づいて配分する方法を考慮しており、これは保険料配分アプローチとも整合しているとの回答があった。
- IASB側より、保険者にとって、保険金の支払は重要なサービスの提供であり、その金額で収益を配分しない理由について質問があった。これに対してASBJ側より、保険契約収益の配分は、後加重になる場合が想定される予想保険金ではなく、保険者が提供するサービスの移転と整合的な方法で行うべきであるとの回答があった。
- IASB側より、代替案に基づいて残余の金額を表示した場合、その金額に関して利用者に説明するのは非常に困難であるとのコメントがあった。これに対してASBJ側より、残余の金額の説明は難しいものの、収益認識プロジェクトとの一層の整合性を考慮すれば、サービスの移転に従って収益を配分する方がより望ましいと考えて代替案を検討したとの回答があった。
- IASB側より、保険金の発生に

著しい偏りが生じる場合、サービスの移転に従って収益を平準的に配分すると、収益と費用との間で不整合が生じ得る点について質問があった。これに対してASBJ側より、保険金の発生に著しい偏りが生じる場合は、残余マージンの解放パターンもそれを反映したものになり得るため、代替案でも不整合は生じないとの回答があった。

4. 金融商品：減損

IASBは2013年3月に、公開草案「金融商品：予想信用損失」を公表しており、当初認識時以降の信用の質の悪化の程度に基づいて、減損認識を行うことが提案されている。

本セッションにおいては、IASBが提案している減損モデルに関して、ASBJ側から、次の点について見解が示された。

- (1) 実務上のコストを回避するための便宜である「投資適格」の格付けを用いることは、銀行における内部格付けと必ずしも一致せず、目的に適っていないのではないか。
- (2) ポートフォリオベースで信用の質の悪化を識別しようとする場合、ポートフォリオ全体に対して予想されていた信用の質の悪化と、事後的に判明した信用の質の悪化とが混同されてしまい、信用の質の悪化を忠実に捕捉できないのではないか。
- (3) ある顧客に追加で貸付が行われた場合に、貸付ごとに異なるステージに区分される可能性があり、銀行監督や金融機関の信用リスク管理の手法と整合的でないのではないか。

また、ASBJ側から、可能性ある代替案として、以下が提案された。

代替案1：FASBの現在予想信用損

失モデル (Current Expected Credit Losses model) をベースとして、購入した信用減損金融資産 (PCI) に関する取扱いを、全期間ベースの累積デフォルト確率が一定のレベルにあるオリジネートローンに拡大する。

代替案2：IASBのモデルをベースとして、以下の修正を行う。

- 報告日現在における信用の質の絶対的なレベルをベースとして、ステージ間の移動を捕捉する。
- 収斂を達成するために12か月を超える期待損失に対して一定レベルの引当金を計上することを許容する。

さらに、IASBが提案している利息収益の認識方法に関して、ASBJ側から、次のような発言がされた。

- IASBのモデルでは、信用の質が悪化した金融資産であっても、当初契約金利に基づく実効金利法をベースとして利息収益が計上される。しかし、こうした金融資産から利息が回収されることが少ないため、利息収益の認識に関する提案について、日本の関係者は懐疑的である。

これらのASBJ側の主張に対して、IASB側から以下のようなコメントがあった。

(IASBが提案している減損モデルに対するASBJ側の見解について)

(1)について：信用リスク管理の絶対的なレベルは各国の銀行によって様々であり、ASBJ側の提案によると、比較可能性が保てなくなる恐れがある。信用の質の悪化の識別については、最近、あまり懸念は聞かれず、絶対的な信用レベルの変化を使用することで、銀行が実務上対応できると判断したので

はないか。公開草案の中からのこの点を読み取れないのであれば、適用ガイダンスを充実させることが可能かもしれない。

(2)について：提案モデルは、実務上の対応可能性や、規制も考慮されており、それらの妥協の上に成り立っているといえる。

(3)について：問題意識は理解するが、該当する事象が稀であるため、深刻な問題とはならないのではないか。このようなローンの場合、当初からモニタリングしているはずなので、重要な悪化があった場合には速やかにステージ2に移動することができるのではないか。

(ASBJ側の代替案について)

12か月超の予見可能な将来を考慮して良い旨を提案しているが、比較可能性等の観点から問題があるのではないか。この方法によると、規制当局がステージ1の期間を決めるということになるであろうが、会計基準設定の方法としては好ましくない。

(利息収益の認識方法について)

IASBのモデルでは、現在価値計算に基づいて減損損失額を算定することとされているため、未収利息を認識の方が概念的により適切ではないか。

5. のれんの減損及び償却に関するASBJのResearch・プロジェクト

ASBJは、IASBが実施した「アジェンダコンサルテーション2011」に対するコメントで、IASBによるIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの範囲に、のれんの会計処理を含めべきとの意見発信を行っている。

また、ASBJは、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) と共同

で、のれんの会計処理についてリサーチ・プロジェクトを進めている。

本セッションでは、ASBJが実施したのれんの減損及び償却に関する質問票への回答及び意見交換会において示されたコメントや、学術論文を含むのれんに関する文献から得られた考え方を紹介した。また、EFRAG及びOICと共同で、次の項目について引き続きリサーチを行う予定である旨を示した。

- (1) のれんの償却を再導入すべきか
- (2) 取得のれんが財政状態計算書において認識されるべきか
- (3) 減損テストに関する現行ルールの改善
- (4) IAS第36号「資産の減損」で要求される開示の改善

これに対して、IASB側から、主に次のようなコメントがあった。

- IFRS第3号の適用後レビューの範囲について、IASBとして意思決定を行っていないが、個人的には、のれんに関する点も含め、包括的な検討を行うべきと考えている。

● のれんの株主持分に対する即時償却は過去に英国でも行われており、1つの可能性として検討に含められるべきであるほか、のれんが貸借対照表に含められるべきか否かを明確にするべきだと考えている。また、のれんの減損テストについてコストを下げるのが可能か、のれんに関する開示の改善も、欧州証券市場当局 (ESMA) のレポートで指摘されているように、重要な点であり、今後のリサーチを行う予定とされている項目について違和感はない。

- 財務諸表利用者としては、のれん控除前とのれん控除後の純資産

を見たいと考えている。概念フレームワークに照らして考えると、のれんも資産に該当するが、他の資産と全く同じではなく、のれん控除後の純資産を示すこともあり得るのではないか。

- のれんの償却については、理論的には理解できるが、アナリストはのれんの償却金額を足し戻しており、償却後の当期純利益を企業の収益性の分析に使用していなかった。このため、のれんを償却するかどうかは意思決定には限定的と考えている。他方、減損アプローチによる場合、減損金額自体には目的適合性はあると考えられるが、減損損失の認識時期が遅れがちである等の指摘がされており、いずれにしてもキャッシュ・フロー予測に有用であるか疑問である。
- 個人的には、受託者責任の観点から最も重要と考えている。経営者は買収を行った場合、説明責任を果たす必要があり、その観点からは、貸借対照表にのれんを計上しておいた方がよい。受託者責任の観点からは、のれんの減損のみのアプローチも正当化できるが、償却に意味があるとする議論もあり、どちらによっても説明ができるのではないか。
- のれんのうち、少なくとも一部は、シナジー効果のために上乗せして払った部分であり、実現した場合には収益がその分認識される。その場合、のれんを償却しないと、収益が二重計上されてしまう。このため、少なくとも、将来のシナジー効果を期待して払ったプレミアム部分については、償却をしないアプローチが経済的に適切と思わない。


IV 終わりに

IFRS財団は、評議員会による「戦略レビュー2011」において示された提言を踏まえ、IASBへの技術的助言機関として各国会計基準設定主体及び地域団体をメンバーとするASAFを設置しており、ASBJはASAFのメンバーとして選出されている。ASAFは、IASBとASAFメンバーによる覚書によって、IASBと個々の会計基準設定主体との間で複数存在する二者間の関係を置き換えることを目的として設置されたものである。

ASAFの第1回会合は、2013年4月に開催されており、今回の会合によって、ASBJとIASBとの間の年2回の定期協議は終了する。しかしながら、両ボードは、両者間の定期的なコミュニケーション、ASBJからIASBへのスタッフの派遣及びASBJからIASBによる調査研究プロジェクトへの貢献を通じて、今後とも密接な関係を築いていく予定である。

〈注〉

- 1 本会議の後、2013年5月16日に、IASBはFASBと共同で、改訂公開草案「リース」を公表した。
- 2 蓋然性規準の閾値は、資産又は負債の性質に基づき個別基準レベルで決定する。
- 3 本会議の後、2013年6月20日に、IASBは、改訂公開草案「保険契約」を公表した。

教材コード	J 0 2 0 6 8 3
 研修コード	2 1 0 3
履修単位	1単位